

## 男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託 に係るプロポーザル募集要項

新宿区は、「新宿区第四次男女共同参画推進計画～ジェンダー平等社会を目指して」（令和6年度～9年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を進めている。本計画は、「多様性をみとめあう社会づくり」「ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進」「あらゆる場面における男女共同参画の推進」「人権の尊重と配偶者等からの暴力のない安心できる社会の実現」「協働により計画を推進するための体制づくり」を目標として掲げ、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に参画することのできる社会を実現していくことを目的として策定している。

本計画の成果を検証するとともに、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する区民及び企業の意識・実態を把握し、令和10年度からの「新宿区第五次男女共同参画推進計画」の策定に資することを目的として、調査を実施する。

今回は、専門的な知見を活かして調査を実施し、調査結果の集計・分析を行い、次期計画策定に向けて新宿区へ助言ができる事業者を募集する。

なお、受託事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式で実施する。

### 1 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加者とは、「男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 事務局とは、子ども家庭部男女共同参画課をいう。

### 2 参加資格

参加者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和8年1月21日（水））とする。

また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 東京都内（島しょ地域を除く）に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 業務責任者が男女共同参画に関する知識及び技術を有すること。
- (3) 令和2年度以降、男女共同参画に関する計画策定業務や調査等について官公署からの業務委託実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。

- (6) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (7) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (10) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日付け13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日付け23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (12) プライバシーマークの認証、又はこれに準ずる認証（ISMS認証等）を取得し、情報セキュリティや個人情報保護に関する適切な安全管理措置を講じていること。

### 3 応募手続き

プロポーザルに応募する者は、「男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に全ての必要書類（「9 企画提案書等の作成及び提出方法」を参照）を添えて、令和8年2月9日（月）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、提出物の返却は行わない。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

※ 令和8年2月9日（月）午後5時以降の資料の差し替えや再提出は一切認めない。

※ 9（1）③④⑥の書類については別途、電子データも提出すること。

### 4 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を事務局へ提出すること。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

### 5 質疑・回答

#### （1）質疑の方法

参加を希望する者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

- ・提出期限：令和8年1月28日（水）午後5時
- ・提出方法 メール又はFAXによる送信とする。

メールアドレス danjo@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3341-0740

その他の方法（電話や窓口等）による質問、応募以外に関する質問には一

切応じない。

メール送付の場合の件名は「男女共同参画に関する意識調査質問書（事業者名）」とすること。

※ 区は質問書を受領したら、1月29日（木）午前までに「受領した旨」メール又はFAXで返信する。返信がない場合は、区へ到着していない可能性があるため、1月29日（木）午後5時までに、事務局まで必ず電話連絡すること。

## （2）質疑に対する回答

回答は、令和8年2月3日（火）午後5時までに区公式ホームページに掲載する。

## 6 委託契約上限額

本件委託契約の上限額は以下のとおりとする。

15,620,000円（税込）

ただし、本委託契約は令和8年度予算の成立が前提であり、予算の成立がなされない場合は契約を行わない。また、契約上限額についても、予算の範囲内の額に変更することがある。

## 7 契約予定日 令和8年4月初旬

## 8 委託を予定している内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

## 9 企画提案書等の作成及び提出方法

### （1）提出書類及び部数等

① 男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式） 1部（正本）

② 「2参加資格（3）」で要件としている業務委託にかかる契約書の写し 8部（正本1部・副本7部）

※契約件名、発注者、契約期間が記載された部分の写しで直近に契約したもの

③ 男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係る企画提案書（第2号様式） 8部（正本1部・副本7部）

記載欄は必要に応じて拡張、縮小して差し支えない。なお、第2号様式の各項目をそのまま使用すれば、別様式で作成することも可能とする。

※ページ番号を付け、項目毎にインデックス（見出し）を付けること。

※A4判、両面印刷（表紙は片面でも可能）とし、左上1か所をとじること。

④ 見積書 8部（正本1部・副本7部）

本件委託に係る見積書を作成のうえ、提出することとし、その内訳をわかるように記載すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

⑤ プライバシーマーク使用許諾証等 8部（正本1部・副本7部）

プライバシーマークやISMS認証（JIS Q 27001）などの認証を取得していることがわかる書類（プライバシーマーク使用許諾証やISMS認証登録証の写し）を提出すること。

⑥ 応募事業者の会社概要 8部（正本1部・副本7部）

任意の書式で自社の概要（設立日、設立目的、従業員数、事業内容や活動内容等）を記載した資料とする。

※ A4判、両面でページ番号をつけること。

※ その他自社のパンフレットやリーフレット等があれば別途1部提出すること

⑦ その他参考書類 8部（正本1部・副本7部）

これまでの実績や自社の事業等で参考となる資料があれば提出することができる（任意）。

※A4判、両面でページ番号をつけること。

## （2）留意事項

① 企画提案数は1法人につき1件とする。

② 副本においては、法人を特定する表現の使用をしないこと。すでに名称が記載されている書類は塗りつぶしする等、特定できないようにすること。

（マジック等で塗りつぶす場合は透けて見えることがあるので、塗りつぶしたものを作成する等、完全に見えない状態で提出すること）

## 10 企画提案書の内容

企画提案書（第2号様式）に記載する事項は、別紙2「企画提案内容」のとおり。

## 11 企画提案の選定方法

男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、以下のとおり選定を行う。

（1）第1段階評価（一次選定）

企画提案書等をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点に対して60%に満たない場合、又は、見積書の価格が委託契約上限額を超える場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して通知する。

（2）第2段階評価（二次選定）

プレゼンテーション及びヒアリングにより評価するものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて3名以内とし、次のとおり行う予定

である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知しヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】令和8年3月17日（火）午後（予定）※変更となる場合がある。

※実施日時等は第1段階評価終了後に通知する。

（3）第1段階評価及び第2段階評価の評価基準

No.	評価項目	評価内容
1	事業者の適格性	実績やノウハウ
2	理念・方針等	事業に対する理念・方針、課題認識 事業への理解度や意欲
3	調査項目の提案	これまでの区の計画・意識調査の理解度 次期計画策定につながる視点の有無 「企画提案内容（別紙2）」の調査項目の提案の項に記載した留意点についての見識
4	調査の実施・結果の分析等	調査手法や回収率向上の工夫 収集データを的確に集計・分析する技術力 調査結果を評価・解説する技術力
5	執行体制・スケジュール管理	調査実施・分析するための組織・人員体制 実務担当者の経歴・実績、スケジュールの適切性 本事業を実施する上での、情報セキュリティや個人情報保護に関する適切な安全管理措置
6	独自提案	優れた独自提案や工夫

（4）受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額の範囲内の事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価の最高点者を受託候補者として選定する。ただし、第2段階評価の評価点が満点に対して60%以上であることを条件とする。

（5）結果の通知及び公表

第2段階評価参加者に対して選定結果を通知する。通知送付後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページで概ね1年間公表する。

12 契約の締結、業務の執行

区は、受託候補者との間で契約内容の詳細を協議の上、予算の範囲内で契約を締結する。

なお、企画提案し、選定された業務内容・規模等については、双方協議の上、変更する場合がある。

13 スケジュール（予定）

(1) 募集要項の配布	令和8年1月21日（水）～令和8年2月9日（月）
(2) 質問書の受付	令和8年1月28日（水）午後5時まで
(3) 応募受付（締切）	令和8年2月9日（月）午後5時まで
(4) 第1段階評価結果の通知	令和8年3月3日（火）頃（発送）
(5) 第2段階評価	令和8年3月17日（火）午後（予定）
(6) 第2段階評価結果の通知	令和8年3月24日（火）頃（発送）

#### 14 留意事項

##### (1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

##### (2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

##### (3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

##### (4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

##### (5) 情報公開

提出された企画提案書等は、新宿区情報公開条例（平成13年条例第5号）の公文書公開請求の対象となる。

##### (6) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、男女共同参画に関する区民及び企業の意識・実態調査アンケート業務委託に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

##### (7) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

#### 15 各種書類の提出先及び問合せ先（プロポーザル事務局）

新宿区子ども家庭部男女共同参画課 担当 谷崎・宇田川

住 所：〒160-0007 新宿区荒木町16番地

電 話：03-3341-0801（直通）

F A X：03-3341-0740

e-mail：danjo@city.shinjuku.lg.jp